

令和7年度（令和7年7月1日採用予定）
地域おこし協力隊募集要項（業務委託）

令和7年4月11日

#富山移住 をバズらせろ！富山県庁、「バズらせ屋さん」募集します。



今回、あなたにご紹介するお仕事は、都会での生活を経験し、富山に移住することとなるあなたの目線を通して、富山暮らしの魅力を SNS で発信するものです。

これまでも県は SNS を積極的に活用してきました。しかし、イベントの告知に終始し、肝心の暮らしの魅力はほとんど発信できていません。そこで移住者の目線で富山暮らしの魅力を発信し、「#富山移住」をバズらせてくれる方を募集します。

この業務は、単に立山の絶景やグルメ、温泉、風景の魅力を伝えるわけではありません。長く富山で生活している我々では気が付けない、都会で生活してきたあなただから発見できる魅力を発信していただきます。

<こんな人におすすめ！>

★ **新しいライフスタイルに挑戦したい**

富山県は、豊かな自然環境と便利な都市機能がほどよく調和しており、自分らしいライフスタイルを実現しやすい場所です。

★ **SNS運用やデザインのスキルを仕事にして、キャリアアップを目指したい**

3年間、仕事としてじっくりSNS運用に向き合うため、スキルをさらに磨くことができます。また、行政職員と相談しながらSNSを運用していく過程を経験できます。公益性のある“行政のコンテンツ”を制作する経験は今後のキャリア形成にご活用していただけたと思います。

★ **ライフスタイルに合わせた働き方がしたい（副業・兼業也大歓迎）**

業務委託契約なので、必要な活動日数と目安の活動時間の範囲内であれば勤務日や勤務時間を自由に選択できます。また勤務場所も基本的には自由です。

1. 活動内容

(1)	SNS 運用 (Facebook, Instagram, Twitter, LINE 等) ① 移住者の視点に立った富山の魅力発信 富山県の暮らしやすさ、仕事、子育て、自然環境、食、交通など、移住前に知りたい情報を、写真や動画、イラストなどを効果的に活用し、視覚的に魅力が伝わるように発信してください。 <想定する投稿頻度>※内容等により調整可 ・写真・画像の投稿×2枚／週 ・1分未満程度のショート動画×2本／月 ② 移住検討者向けの移住前のお役立ち情報の発信 実際に移住してみて、移住検討中にしておいた方が良いこと●選、移住後に困ったこと●選、などこれから本県に移住しようと考えている方向けの情報をわかりやすく発信してください。 <想定する投稿頻度>※内容等により調整可 ・画像の投稿×2枚／月
(2)	移住検討者向けイベント等の情報発信 県職員と連携し、イベント企画段階から移住検討者の視点に立ったご意見をいただきます。そのうえで、あなた自身の言葉で、各イベントで紹介するゲストやその活動、スポット、魅力について発信いただきます。 <想定する投稿頻度>※内容等により調整可 ・写真・画像の投稿×2枚／週 ・1分未満程度のショート動画×1本／月
(3)	その他の業務 ① 日報、毎月の活動報告書の提出、年間計画及び報告書等の作成 ② 週1回、活動に関して担当者と打合せ ③ 自主企画の提案 業務として認められる場合は実施していただきます。 ④ 県が主催するイベントの一部について、ターゲット、予算、配信先等を検討し、効果的なWEB広告を企画・運用、公告効果の測定・分析を行い、改善策を検討・実施（年間3回程度を想定） ⑤ 活動の中で運用するSNSのアクセス状況等のデータ分析に基づいた改善提案 ⑥ 県や総務省が主催する地域おこし協力隊を対象とした研修会や交流会へ

	の出席 ※活動内容については、ご相談のうえ決定します。
--	---

2. 活動のイメージ

(1) 3年間の活動

○1年目

- ・ 最初は知らないことだらけの富山県ですが、その新鮮な視点を活かし、魅力を発掘していくことからスタートしていただきます。県内各地を巡り、地域の人々と交流しながら、富山県のリアルな暮らしを五感で感じ取っていきます。
- ・ 担当職員と業務に関する認識の共有や信頼関係を構築するため、1週間に1回は面談・打ち合わせ（企画会議等）を行います。この機会に生活に関する困りごとなどもご相談ください。
- ・ また、月に1回のペースで、他の県庁採用の地域おこし協力隊員たちと顔を合わせ、お互いの活動を共有する連絡会を設けます。最初の半年間は県庁で業務をする機会が多くなると思います。
- ・ 業務内容は、週に2回のペースで、立山連峰の雄大な自然や伝統的な街並みを写真や動画に収め、「#富山暮らし」「#絶景」といったハッシュタグと共にSNSで発信。また、県内各地で開催されているイベントや祭りに参加し、その様子を写真や動画で記録し、「#富山イベント」「#地域の魅力」といったハッシュタグで発信。さらに、伝統工芸の工房を訪れ、職人から話を聞いたり、製作体験をしたりしながら、「#富山伝統工芸」「#職人の技」といったハッシュタグで発信します。
- ・ さらに、移住者にとって役立つ生活情報や仕事情報、子育て環境などをまとめ、月に2回程度のペースで実践的な内容を発信し、移住希望者の不安や疑問を解消していきます。
- ・ これらの活動を通して、情報発信の土台を築き、富山県の魅力を広く発信していきます。

○2年目・3年目

- ・ 1年間で培った経験と知識を活かし、より深く、よりパーソナルな情報発信を目指します。例えば、特定の地域に焦点を当てた特集記事を月1回連載したり、他の移住者とコラボして座談会形式の動画を制作し、月2回配信したりと、発信方法の幅を広げていきます。
- ・ また、定期的開催されるオンラインセミナーや、年数回東京で開催される相談会などのイベント企画・運営に、県職員と連携し、企画段階から積極的に参加。イベントでは、自身の移住経験談を交えながら、富山県の魅力や暮らしやすさを参加者に伝えます。
- ・ さらに、SNS運用にも力を入れます。ターゲットに合わせた情報発信や効果的なPR方法を研究し、フォロワー増加やエンゲージメント向上を目指します。データ分析

ツールなどを活用し、より効果的な情報発信戦略を立て、富山県への移住を検討している人たちの心を掴むことを目指します。

- ・ 活動終了後のキャリア（起業や就業等）を見据えて取り組んでいただきます。

（２）働き方の例

週 38 時間 45 分を目安に業務を遂行していただきます。1 週間の業務時間の割り振りはご自由に設定していただけます。イベントへの取材等で土日に業務が入ることもあります。

	日	月	火	水	木	金	土	
8:00				南砺市				
9:00				へ移動				
10:00				県庁での				動画
11:00		打合せ	編集	動画	投稿			
12:00		お昼休憩	お昼休憩	撮影	お昼休憩			
13:00		移動	移動	お昼休憩		移動	移動	
14:00		撮影	撮影	移動		動画	撮影	
15:00				編集		編集		
16:00								
17:00			移動					
18:00			編集					
19:00								
20:00								

（３）県主催イベントスケジュール

県では、下記の日程で移住検討者・本県移住者向けに様々なイベントを実施する予定です。これらイベントについて、情報発信をしていただきます（１．活動内容（２））。いつ、どのイベントの情報発信を行うかは、県と協議の上決定いたします。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
オンラインセミナー	毎月 2 ～3 回程度実施											
首都圏でのイベント			○		○			○	○	○		
移住者交流会			○		○		○		○		○	

（４）任期終了後

- ・ 活動を通して生まれた「こんなことをしてみたい！」という熱い想いを形にするために、起業という選択肢があります。あなた自身の力で、地域に貢献できるやりがい、何物にも代えがたいものです。
- ・ もちろん、地域との繋がりを大切にしながら、企業に就職するという道も考えられます。3 年間で築いた信頼関係や地域での活動経験は、企業にとっても大きな魅力

となるでしょう。。

- ・ なお、就職や起業については、県もバックアップさせていただきます。

3. 担当者からのコメント

暮らしやすさ、働きやすさ、アクセスの良さ等から富山県への移住者は年々増加しており、「# 富山移住」は今アツい！と言える状況なのですが、あと一押し、SNS 運用の力が足りません…。

あなたの経験やスキル、情熱を貸していただき、一緒に「# 富山移住」をバズらせましょう！かなりチャレンジングなミッションですが、移住チームでわいわい楽しみながら仕事しましょう！

4. 応募条件

以下の（１）～（７）の全てを満たす方とします。

（１）	次の①、②のいずれかに該当する方 ① 応募時点で３大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に住所を有する方 ② 「地域おこし協力隊」として活動していた方で、同一地域内における活動２年以上、かつ解嘱１年以内」の方
（２）	採用後、生活の拠点を富山県に移し、富山県内の市町村に住民票を異動することができる方
（３）	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事由に該当しない方
（４）	普通自動車運転免許を有している方（AT限定でも可）
（５）	パソコン操作（Word、Excel、PowerPoint等）が可能な方
（６）	SNS（Facebook、Instagram、Twitter等）を日常的に利用しており、戦略的にフォロワーを獲得した経験のある方（これまでのSNS運用実績を提出していただきます）
（７）	過去にインターネット等で社会通念上、不適切と捉えられる過激な行動・発言等をしていない方

5. 求める人物像

上記３を満たしたうえで、さらに以下の（１）～（７）に当てはまる方を大歓迎します。

- （１） 地域の持つ独自の資源や特色を活かした活動や地域貢献に興味がある方
- （２） 新しいことにチャレンジするのが好きな方
- （３） 自身の作品（ポートフォリオ）をお持ちの方や旅行や日常風景など、魅力的な写真・動画を撮影するのが得意な方、Premiere Pro、Final Cut Pro、After Effectsなどの編集ソフト使用経験がある方
- （４） ブログやWebサイトで文章を書いた経験をお持ちの方、SEOに配慮した文章作成、WordPressなどのCMS使用経験がある方

- (5) 企業、地域、学校などでイベントを企画・運営した経験をお持ちの方、参加者を
楽しませる企画力、円滑な運営能力がある方
- (6) チラシ、ポスター、バナーなどを作成した経験をお持ちの方、視覚的に訴求力の
高いデザインを作成できる方
- (7) デジタルマーケティングの経験があり、戦略的に移住検討者への PR を行える方

6. 採用人数

1 名

7. 身分および委嘱期間

(1) 身分

富山県の地域おこし協力隊として、富山県知事が委嘱します。

富山県と業務委託契約を締結していただきます。(県との雇用関係はありません。)

(2) 委嘱期間

委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ 委嘱日については、令和 7 年 7 月を予定していますが、内定者と協議
のうえ決定します。

※年度ごとに委嘱の可否を判断し、最長 3 年間活動を延長することができます。

※隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても業務
委託契約を解除できることとします。

8. 報酬

月 334,000 円※毎月の活動状況を確認のうえ支給します。

9. 勤務条件

(1) 勤務場所

- ・ ご自宅や事務所を設置していただき業務を行ってください。
- ・ 県庁内に隊員が自由に使える打ち合わせスペースを設置します。他の隊員や職員と
の交流にお使いいただけます。また、県庁内の共創スペース「コクリ」は利用予約
がない時間帯であれば自由に使用していただけます。
- ・ 県内全域をフィールドとし、活動していただきます。
- ・ 月に 2～3 回程度、県庁で対面にて打合せを行います。

(2) 勤務時間

週 38 時間 45 分を基本とします。

※ただし、活動内容等により時間等を調整できるものとします。

(3) 月の活動日数

カレンダーの平日数と同日数（土・日・祝を除いた日数）

10. 待遇

(1) 住居

委嘱期間中の住居に係る家賃を県の規定に基づき補助いたします。（上限 28,000 円/月）居住する場所は、富山県内でかつ業務に支障のない範囲で自由にご選択いただけます。ただし、地域要件の都合上、ご自身の採用前の転出地により居住可能な地域が異なりますのでご注意ください。

(2) 活動経費

活動に必要な経費等は予算の範囲内で富山県の規定により支給します。

活動経費として対象になるもの（例）	・ 委嘱期間中の住居費に係る補助（上限あり） ・ 業務用スマートフォン購入代 （※10 万円未満 購入時要相談）任期終了後返却 ・ 業務用スマートフォンの通話・通信代 ・ ポケット Wi-Fi 利用代 ・ 業務に使用する自動車の燃料費、リース代等（上限あり） ・ 業務に使用する道具、書籍、消耗品等の購入に係る経費※ ・ 業務に係る損害保険や賠償責任保険料（ただし、国民健康保険料や国民年金保険料は自己負担です。） ・ 研修等への参加に係る費用
活動経費の対象にならないもの（例）	<活動経費の対象にならないもの> ・ 事業収入を伴う経費 ・ 土地、建物の購入費 ・ 私用と併用したスマートフォンの通信費・通話代 （業務と私用の区別が困難なため） ・ 高額な物品（備品）の購入費 ・ その他個人の資産となる経費

※業務に係る経費については、県と相談の上判断します。

(3) 副業・兼業

富山県地域おこし協力隊としての業務に支障がない範囲で可能です。副業・兼業の方も歓迎します。

(4) その他

- ① 雇用保険には加入しません。健康保険、年金保険等のご自身でご加入ください。
- ② 業務活動以外の経費（引越し費用・光熱費・家具や生活用品の購入費等）は自己負担になります。

(5) 相談体制

担当職員との定期的に面談を行うほか、月に 1 回、他の県庁採用の地域おこし協力隊員や各課の担当者を交えた情報共有の場を設けます。隊員の活動内容の情報交換、交流の機会となります。

日頃の悩みを気軽にご相談いただける環境づくりに努めます。

11. おすすめ住居のご紹介

○ SCOP TOYAMA

富山県の創業・移住促進住宅で、移住者や富山で起業したい人が集うシェアハウス & アパートメントです。入居希望時に空きがある場合にご入居いただけます。また、当該施設は、コワーキングスペースとしても利用可能です。



入居をご希望の方は、応募の際にご相談ください。

撮影：鳥村鋼一

詳細・空室状況はHPをご覧ください。(SCOP TOYAMA)

※ 住まい探しのほか、本県への移住に伴うご相談はぜひ移住相談窓口である富山くらし・しごと支援センターにお寄せください。

[移住相談・お問い合わせ | くらしたい国、富山](#)

12. 移住の際に使える支援

○ TSUKAENcha (つかえんちゃ) カード

富山くらし・しごと支援センター（有楽町・大阪・富山）で移住の相談をされている方（電話・メールを含む）を対象に発行している優待カードです。宿泊施設の割引、レンタカー利用料の割引、引っ越し料金の割引、不動産関連の割引 などを受けられます。

詳細はHPをご覧ください。(とやま移住応援団 | くらしたい国、富山)

13. 応募方法

(1) 受付期間

令和7年4月11日（金）～令和7年5月20日（火）必着

(2) 提出書類

以下の①～⑤の書類をご提出ください。

- ① 応募用紙
- ② 履歴書（市販のもの）
- ③ 住民票の写し（令和7年4月1日以降のもの）
- ④ これまでに自主制作したショート動画1本（1分以内のもの）

※動画作成の技術を確認する目的ではありません。趣味で制作されたものでも大丈夫

です。

⑤ SNS運用実績がわかるもの（任意様式）

（３）提出方法

①～⑤のデータを以下にアップロードお願いします。お手数ですが、アップロード確認のため、電話していただきますようお願いいたします。

<https://toyama-pref.app.box.com/f/043e237923c44043bc9cfa0ec453ce6c>

14. 選考方法

（１）第１次選考（書類審査）

提出書類を基に随時審査を行い、令和７年５月22日（木）までに応募者全員に結果をメールまたは文書で通知します。

（２）おためし地域おこし協力隊またはカジュアル面談の実施

令和７年５月16日（金）～５月18日（日）で2泊3日の体験プログラムを実施いたします。詳細は別紙をご覧ください。

おためし地域おこし協力隊に参加できない方には、代わりにオンラインで担当職員との15分程度のカジュアル面談を実施させていただきます。

※おためし地域おこし協力隊及びカジュアル面談の実施が選考の結果に直接影響を及ぼすことはございません。

（３）第２次選考（面接審査）

１次選考を通過した方を対象に、令和７年５月28日（水）に富山県庁で面接を行います。

※会場等の詳細については別途お知らせします。

※現地までの交通費等は応募者の自己負担となります。

（４）最終結果の通知

選考終了後に結果を文書で通知します。（６月予定）

15. お問い合わせ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室 中山間支援・移住促進課移住促進担当
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪１番７号

TEL：076-444-4496（平日 8:30～17:15） E-mail：aijusokushin@pref.toyama.lg.jp